

2008SNA への対応：各課題論点整理（一部） （案）

〔 ※3月29日第1回研究会の議論を踏まえ、
内容に変更がありうる 〕

平成25年3月29日
内閣府 経済社会総合研究所
国民経済計算部

【B01】付随的活動を行う生産単位が別個の事業所とみなされるケース

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">付随的活動¹のみを行っている単位の活動が、①統計的に容易に観察可能な場合、または、②親事業所とは地理的に異なる場所に位置している場合には、別個の事業所とみなす。この場合、当該事業所はそれ自身の主活動²に従って分類される。なお、その場合でも、適切な基礎データが利用できない場合、これらの活動に対し、別個の事業所を人為的に創り出すための特別の努力を払う必要はない。	<ul style="list-style-type: none">付随的活動のみを行う生産単位は、常に、親事業所の一部としてみなされ、その産出は明示的に認識されず、また、分割して記録されない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 付随的活動のみを行う生産単位が、統計的に容易に観察できるか、親事業所と地理的に異なる場所にある場合、別個の事業所とみなし、その主活動によって分類するとともに、その産出を（費用積上げで）計測し、親事業所の中間消費と位置付ける。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 付随的活動のみを行っている単位が親事業所と地理的に異なる場所に位置している場合には、現行 JSNA の基礎統計において、別個の事業所として扱われている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方（案）

＜●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている＞

- 上記 2. のとおり、親事業所と地理的に異なる場所に位置している場合は、基礎統計に

¹ 付随的活動（ancillary activity）とは、2008SNA マニュアルでは、企業の主要な活動（主活動及び副次的活動）に付随して生じるものであり、企業の効率的な運営を促進するものであるが、通常、市場で取引される財・サービスにはつながらないものであると位置付けられている（パラ 5.10）。付随的活動の具体例として、2008SNA マニュアルでは、記録や勘定管理、通信機能提供、原材料・設備購入、採用・研修・人事管理、賃金支払、販売促進、ビル・建物の清掃・維持、セキュリティ・監視等のサービス活動が挙げられているが（パラ 5.35）、これらが付随的活動であるためには、①これらサービスが、主活動や副次的活動を実行する環境を整備するために同一企業内で行われる補助的な活動であることに加え、②同活動の産出が企業外部における使用を意図したものでない、③ほぼあらゆる種類の生産活動で投入されるようなものであること等の特徴を満たすものとされる（パラ 5.36）。

² 主活動（primary activity）とは、事業所のある活動で、その付加価値が同一事業所の他の活動のそれを上回る活動を指す。主活動の産出は、たとえ自己最終使用に用いられるとしても、他の事業所に引き渡すことが可能な財・サービスから構成されなければならない。また、副次的活動（secondary activity）とは、事業所が主活動に加えて行う活動であり、主活動の付加価値よりも小さい活動を指すが、同活動からの産出は、主活動の産出と同様に、他の生産単位への引き渡しに適したものでなければならない（パラ 5.8、5.9）。

において、別個の事業所として扱われていること、また 2008SNA マニュアルでは適切な基礎データが利用できない場合は特別な取り組みをしないとされていることから対応済と整理する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・事業所・企業統計調査においては、同一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに 1 事業所として扱われている。経済センサスにおいても同様に事業所ごとに対象としている（なお、産業連関表の部門分類では、原則としてそれぞれの生産活動ごとに分類するいわゆるアクティビティベース）。

<諸外国における扱い>

- ・オーストラリア
2008SNA の取扱をビジネスレジスタ上の全ての単位に適用できないため、現状対応していない。

【B02】親会社と異なる経済の居住者でない限り、見せかけの子会社は制度単位と扱わない

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<p>・見せかけの子会社（1993SNA の「付随会社」の名称変更）は、親会社が完全に所有する子会社であり、租税回避等のために、親会社やグループ内の他の会社にサービスを提供することを目的に設立されるものである³。こうした見せかけの子会社は、<u>親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わずに、親会社の勘定と連結する。</u></p>	<p>・付随会社（親会社により完全に所有され、親会社または同一親会社に所有されている他の付随会社にサービスを提供することのみに厳密に限定される子会社）は、常に別個の制度単位としては扱わない。</p>



③ 2008SNA への対応で求められる事項

- ・見せかけの子会社については、原則として、親会社と同一の制度単位として扱うという点には変更はなく、親会社と異なる経済の居住者である場合のみ別個に扱う。

④ 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、国際収支統計と整合的に、親会社とその見せかけの子会社が異なる経済の居住者である場合には、原則として別個の制度単位として扱っている。
- ・一方、国内で完結する親会社とその見せかけの子会社の制度部門上の位置付けに関しては、主に非金融法人企業と金融機関の間の分類の在り方が問題となるが、法人企業統計では、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、当該法人の売上高等によって業種分類がされる。また、資金循環統計では、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、その業務形態等によって金融機関、非金融法人企業に分類されている。

4. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA では、見せかけの子会社については、親会社と異なる経済の居住者である場合は制度単位として扱っており、一部対応済と整理できる。ただし、国内面では、基礎統計の制約から、見せかけの子会社を必ずしも親会社と同一の制度単位として扱っておらず、引き続きこの取扱いを継続する。

³ これらの見せかけの子会社は、親会社と無関係に活動ができない、自己の貸借対照表に資産を保有または取引する能力を制限されているといった理由から SNA 上の制度単位の定義を満たさない（パラ 4.64）。なお、見せかけの子会社は、勧告 B01 にある「付随的活動」（原則全ての企業がある程度必要とするサービス機能の種類に範囲が限定されている）を実施する単位とは区別される（パラ 4.66）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・国際収支統計においては、法人等の居住性は、本邦内にその主たる事務所を有するか否かにより判定されるとされており、親会社とその見せかけの子会社が異なる経済の居住者である場合、概念上、各経済の居住者とされ、親会社と連結されて扱われることはない。
- ・法人企業統計においては、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、当該法人の売上高等によって業種分類がされる。
- ・資金循環統計においては、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則としてその業務形態等によって金融機関、非金融法人企業に分類されている。

【B03】 制度単位として認識される非居住者単位の支店

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・ <u>非居住制度単位により所有される非法人企業について、所在領域内において長期間にわたる財・サービスの生産に携わり、所在領域における所得税法の下にある（課税が免除されているかに拠らない）等の場合、支店として認識し、制度単位として扱う。</u>	・ 非居住制度単位により所有される非法人企業は、所在する国における名目上 (notional) の居住単位として扱うとのみ記述 ⁴ 。

⑤ 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 明確化された判断基準に基づき、海外居住制度単位の所有する支店を制度単位として位置付ける。

⑥ 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 海外企業の国内支店については、国際収支統計において、国内の制度単位として扱われており、現行 JSNA でも同様の扱いとしている。

5. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・ 上記 2. のとおり、対応済と整理できる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 国際収支統計においては、IMF による「国際収支マニュアル」に基づき、居住性の概念について、取引当事者の経済利益の中心を基礎とし、非居住者の本邦内の支店については居住者とみなしている。
- ・ 資金循環統計においても同様の考え方により、居住者と非居住者を区分。

<諸外国における扱い>

- ・ オーストラリア
本勧告に原則対応している。

⁴ 1993SNA では、「制度単位はある国の経済領域内に経済的利害の中心をもつときに一すなわち、その単位がある期間を超えて（1年以上というのが現実的なガイドラインとされている）この領域内で経済活動に従事しているとき一当該国の居住者単位であるといわれる。」（パラ 2.22）、「体系内にはおもに 3 種類の準法人企業が存在する。（c）外国に居住する制度単位に属する非法人企業。これらは、恒久的支店、外国の法人企業または非法人企業の事務所、もしくは長期間又は期限を定めずにその経済領域内において顕著な量の生産に携わっている外国企業に属する生産単位から構成される。たとえば、橋、ダムまたは大規模構築物の建設に従事する単位である。」（パラ 4.50）との記載がある。

【B04】複数領域で活動する企業の居住地の明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・多国籍にまたがって、継ぎ目のない活動を行う企業は、一般に、海上輸送、航空、国境線となる河川で行われる水力発電、パイプライン、橋、トンネル、海底ケーブル等の国境を越えた活動に参与している。・こうした企業の場合、<u>各経済について別個に制度単位を認識することが望ましいが、親会社や支店の認識が不可能な場合、企業の活動全体を活動対象となる経済領域ごとに比例按分する。</u> <p>※国際収支統計マニュアル第6版（BPM6）においては、持分割合や、トン数・賃金等事業活動上の要素を基礎とした按分が考えられるとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none">・複数領域で活動する企業の居住地については明確な指針は示されていない。



⑦ 2008SNA への対応で求められる事項

- ・親会社や支店の認識が不可能な場合、明確化された指針に基づき、複数領域で活動する企業の居住地を決定する。

⑧ 主要計数への影響（概念上）

- ・GDPの増減要因（企業活動の比例按分に応じて、増減しうる）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・当該活動については、基本的に、基礎統計上、親会社や支店の認識がされていると考えられ、制度単位は主たる経済的利害の中心の概念により扱われている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：わが国では、2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記2. のとおり、複数領域にわたる活動については、基本的に、基礎統計上、親会社や支店の認識がされていると考えられ、制度単位は主たる経済的利害の中心の概念により扱われている（比例按分する事例はないと整理する）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・国際収支統計においては、居住性の概念について、基本的に、取引当事者の経済的利害の中心を基礎とし、別個に制度単位が認識されていると考えられる。

【B05】特別目的実体の認識

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・特別目的実体、特定目的ビークル ⁵ と呼ばれる単位については、①専属金融機関 ⁶ 、②見せかけの子会社 ⁷ 、③政府の特別目的単位 ⁸ 、のいずれかに該当しない場合、その主活動に従って、 <u>しかるべき部門及び産業に割り当てることにより</u> 、他の制度単位と同じように扱う。	・特別目的実体の取扱について明示的な指針は示されていない。



⑨ 2008SNA への対応で求められる事項

- ・明確化された指針に基づき、特別目的実体の部門や産業の分類を行う。

⑩ 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・①専属金融機関、②見せかけの子会社、③政府の特別目的単位に該当しない特別目的実体については、各種基礎統計において反映されている限りにおいて、現行 JSNA でも位置付けがなされている。
- ・すなわち、具体的に特別目的実体の活動を特定する基礎統計は見当たらないものの、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外については、親企業の活動に含まれているものがある。
- ・なお、資産流動化を目的とする特別目的会社（「資産の流動化に関する法律」に基づく「特定目的会社」を含む）については、原則として資金循環統計において金融機関として扱われており（下記4. 参照）、現行 JSNA の金融取引や貸借対照表に反映されている。金融産出額の扱いでは、FISIM 産出の対象外であり、かつ、基礎統計の制約から、手数料も集計していない。

⁵ 特別目的実体について、2008SNA マニュアルでは、共通の定義はないが、①雇用者がいない、②非金融資産を保有しない、③形式的な看板以上の物理的な実体がほとんどない、④ある企業の子会社で、親企業の居住地とは異なる領域で居住する、⑤別の法人企業の雇用者によって管理される、などの特徴があるものとしている（パラ 4.56、4.57）。

⁶ 専属金融機関（captive financial institutions）について、2008SNA マニュアルでは、例として、単に子会社の全資産を保有している（管理機能を持たない）純粋持株会社（勧告 B06 の項を参照）のほか、証券化目的の資産を保有する単位、関係会社に代わって債務証券を発行する単位、証券化ビークル等が示されている（パラ 4.59）。これら機関については、親会社から独立（資産・負債にかかるリスクと報酬を引き受ける程度が大きい等）していれば、金融機関に分類され、その活動にかかわらず内訳部門「専属金融機関及び貸金業」に位置付けられる（パラ 4.60）。親会社から独立して活動できない等の場合は、「見せかけの子会社」（勧告 B02 の項参照）として扱われる。

⁷ 見せかけの子会社は、親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わない。（パラ 4.64）（勧告 B02 の項を参照。）

⁸ 一般政府が設立する特別単位で、独立的活動を行う権限がなく、関与する取引の範囲が制限されて、保有する資産・負債にかかるリスク・報酬を引き受けないもの。これらは、非居住者でない限り、一般政府と一体不可分のものとして位置付ける（パラ 4.67）。

6. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・上記2. のとおり、特別目的実体の活動を特定する基礎統計は見当たらないものの、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外については、親企業の活動に含まれているものがある。このため、現行 JSNA で一部対応済と整理できる。なお、見せかけの子会社については、B02 の勧告に沿った対応が一部できない。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 17 年産業連関表においては、特別目的実体について明示的な取り扱いは行っていない（平成 23 年産業連関表でも同様の扱いとなる）。経済センサスを含め各種基礎統計においても特別目的実体についての明示的な取扱いはなされていないが、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外は、親企業の活動に含まれているものがある。
- ・資金循環統計においては、「資産の流動化に関する法律」に基づく債権流動化に係る特定目的会社⁹については原則として金融機関（その他の金融仲介機関）に分類されている。ただし、例外としてたとえば不動産流動化に係る特別目的会社のうち不動産のみを資産として保有するものは、非金融法人（不動産）に分類している。

<諸外国の対応状況>

- ・オーストラリア
勧告通りの対応が行われていない部分がある（子会社の全資産を単に所有する持ち株会社を、2008SNA が勧告する専属金融機関とは扱わず、主要経済活動を反映した部門に分類）。

⁹ 資産流動化法に基づき届出されている特定目的会社は平成 25 年 1 月時点で 840 程度存在する。

【B08】非営利団体に係る内訳部門の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">2008SNA では、1993SNA と同様に、非営利団体 (NPI) ¹⁰をその動機、税制上の位置付け、被用者の類型、活動内容にかかわらず、様々な制度部門に割り当てる。 ※2008SNA マニュアルで想定されている NPI の類型については、参考 1 を参照。必要に応じて NPI の全活動をまとめた補足表を別途作成できるよう、法人企業部門や政府部門の中の NPI を内訳部門として認識することを勧告する¹¹。	<ul style="list-style-type: none">非営利団体については、左記と同様、様々な制度部門に割り当てられる。内訳部門及び補足表の作成については勧告されていない。



⑪ 2008SNA への対応で求められる事項

- 法人企業部門及び一般政府部門に位置付けられる非営利団体を別個に認識し、対家計民間非営利団体と合わせた全ての非営利団体の活動を要約した補足表を新たに作成する。

⑫ 主要計数への影響 (概念上)

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 2008SNA マニュアルにおける非営利団体の範囲等と現行 JSNA における非営利団体との関係については参考 1 を参照。
- 非営利団体について、国連の「国民経済計算体系における非営利団体に関するハンドブック (以下「ハンドブック」という。)」(Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts) (2003 年) ¹²に基づき、「非営利サテライト勘定」(平成 12 年基準に基づく 2004 年度分)を作成している。ここでは NPI の範囲¹³を、対企業非営利団体 (日本経済団体連合会、商工会議所等)、これ以外の産業に含まれる非営利団体 (医療法人等)、対家計民間非営利団体 (私立学校、宗教団体等) とし、一般政府に分類される NPI については、ハンドブックに基づき対象範囲から除外している。

¹⁰ 2008SNA マニュアルにおける非営利団体 (NPIs) は、「それを設立、支配、資金供給する単位が、それを所得、利益またはその他の金融的利益の源泉とすることを許されないようなステータスで、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体」(4.83) と位置付けられている。

¹¹ 2008SNA マニュアルの中では、本体系においては、法人企業部門と政府部門の中の NPI を内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門の NPI については対象から除外すると記述されている。

¹² 非営利ハンドブック (パラ 2.11) では、非営利団体の作業上の定義として、以下の 5 つの構成要素を持つ組織としている。具体的には、①組織であること(Organizations)、②営利を目的とせず利益を分配しないこと(Non-profit distributing)、③制度的に政府から独立していること(Private)、④自己統治的であること(Self-government)、⑤非強制的であること(Voluntary)。

¹³ 事業協同組合及び生活協同組合については、各種組合法により設立される法人が該当すると考えられるが、これらは組合員に対して剰余金等の分配が行われうる制度となっており、非営利サテライト勘定の集計対象外としている。(季刊国民経済計算 No.135 p.14 (2008 年))

7. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・NPI の活動を集約した補足表の作成という勧告に対しては、JSNA 本体系の年次推計ではなく、次回基準改定後できるだけ早期に、法人企業部門に属する NPI（対企業非営利団体やその他の市場生産 NPI（医療法人等）¹⁴）、対家計民間非営利団体を包含した「非営利サテライト勘定」を作成することで対応する（表章のイメージについては参考 2 を参照）。
- ・その際、一般政府部門に分類される NPI についても、非営利サテライト勘定において対応することを検討する¹⁵。

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
本体系でなく非営利サテライト勘定として不定期に公表している。

¹⁴ 2008SNA マニュアルでは、法人企業部門に属する NPI について、さらに対企業非営利団体とその他の市場生産 NPI に分けて内訳を表章することは求めている。

¹⁵ 脚注 2 のとおり、2008SNA マニュアルの中では、本体系においては、法人企業部門と政府部門の中の NPI を内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門の NPI については対象から除外するとされているため、我が国の非営利サテライト勘定においては、一般政府に属する NPI を含めて推計することを検討する。

2008SSNAマニュアルにおける非営利団体の範囲等と現行JSNAにおける非営利団体との関係

(参考1)

2008SSNAマニュアルの概要

非営利団体 (NPIs)									
NPIの定義⇒	それを設立、支配、資金供給する単位が、これを所得、利益等の源泉とすることを許容ないようなステータスで、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体（利益配分が認められていない機関）								
市場か非市場か⇒	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市場生産者</th> <th>非市場生産者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済的に意味のある価格で供給</td> <td>ゼロまたは経済的に意味のない価格で供給</td> </tr> </tbody> </table>	市場生産者	非市場生産者	経済的に意味のある価格で供給	ゼロまたは経済的に意味のない価格で供給				
市場生産者	非市場生産者								
経済的に意味のある価格で供給	ゼロまたは経済的に意味のない価格で供給								
NPIとしての類型⇒	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対企業市場非営利団体</th> <th>左記以外の市場非営利団体</th> <th>対家計民間非営利団体 (政府に支配されない)</th> <th>政府支配の非営利団体 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非金融法人企業等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対企業市場非営利団体	左記以外の市場非営利団体	対家計民間非営利団体 (政府に支配されない)	政府支配の非営利団体 (※)	非金融法人企業等			
対企業市場非営利団体	左記以外の市場非営利団体	対家計民間非営利団体 (政府に支配されない)	政府支配の非営利団体 (※)						
非金融法人企業等									
制度単位としての帰属先⇒	対家計民間非営利団体 一般政府								

(※) 2008SSNAマニュアルでは、本体系においては、法人企業部門に加え、政府部門の中のNPIを内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門のNPIについては対象から除外するとされている。

JSNA/産業連関表における位置づけ

産業	
法人企業部門に属するNPI	産業以外
対企業非営利団体	対家計民間非営利団体
日本経済団体連合会、 商工会議所等 (※※)	私立学校(除く病院)、 宗教団体、政治団体、 労働団体等
対企業非営利団体	例として、独立行政法人の一部 (一般政府に格付けされるもの)、 国立大学法人(除く病院)

(※※) 平成17年産業連関表では、対企業民間非営利サービス生産者に事業協同組合や生活協同組合の一部を含めている(平成23年産業連関表でも同様の扱いとなる)。

しかし、次回基準改定後のJSNAでは、これらを非営利団体には含めない。

なお、非営利サテライト勘定(平成12年基準2004年版)では、事業協同組合や生活協同組合は範囲に含まれていない。次回基準改定後に作成する非営利サテライト勘定でも同様とする。

JSNAにおいて、2008SSNAマニュアルを踏まえ、「非営利団体サテライト勘定」を作成する際に含まれる範囲。

* 同サテライト勘定におけるNPIの内訳表章としては、法人企業部門に属するNPI、一般政府部門に属するNPI、対家計民間非営利団体の3つを検討(参考2参照)。

取引とバランス項目	非営利団体計	法人企業部門に 属するNPI	対家計民間 非営利団体	一般政府部門に 属するNPI
1 生産勘定 産出 中間投入 付加価値				
2 所得の発生勘定 付加価値 雇用者報酬 生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 営業余剰・混合所得				
3 第1次所得の配分勘定 営業余剰・混合所得 雇用者報酬 生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 財産所得 第1次所得バランス				
4 所得の第二次配分勘定 第1次所得バランス 所得・富等に課される経常税 社会負担 現物社会移転以外の社会給付 その他の経常移転 可処分所得				
5 現物所得の再配分勘定 可処分所得 現物社会移転 調整可処分所得				
6(1) 可処分所得の使用勘定 可処分所得 最終消費支出 年金準備基金年金準備金の変動 貯蓄				
6(2) 調整可処分所得の使用勘定 調整可処分所得 現実最終消費 年金基金年金準備金の変動 貯蓄				
7 資本勘定 貯蓄 総固定資本形成 (控除) 固定資本減耗 在庫品増加 土地の購入(純) 資本移転(受取) (控除) 資本移転(支払) 純貸出(+)/純借入(-) 貯蓄・資本移転による正味資産の変動				
8(1) 期首貸借対照表 非金融資産 金融資産/負債 正味資産				
8(2) 貸借対照表における変動 非金融資産 金融資産・負債 正味資産				
8(3) 期末貸借対照表 非金融資産 金融資産・負債 正味資産				

注 「取引とバランス項目」は、1993SNAマニュアルに従ったものあり、今後、2008SNA勧告各項目への対応と併せて検討。

【B09】金融サービスの定義の拡大

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・金融仲介活動以外の金融サービスの増加、特に金融リスク管理及び流動性転換が確実に把握されるように、<u>金融サービスを明確に定義</u>する。金融サービスには、モニタリング、種々の利便性の提供、流動性供給、リスクの引受、アンダーライティング、トレーディング等が含まれる。また、<u>外国為替取引等に係るマージン等暗黙的手数料</u>¹⁶についても金融サービスを含む。</p>	<p>(金融サービスについて、金融リスク管理や流動性転換等を明示的に含むような定義はなされていない。)</p>

⑬ 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに明確化された金融サービスの定義に基づき、金融サービスの産出、金融サービスへの支出を記録する。

⑭ 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（新たに計測される金融サービス産出が最終需要される場合）
- ・家計貯蓄率の低下要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、各金融機関の財務諸表等より、銀行については「役務取引等収益」、証券会社については「受入手数料」を把握し、金融業の受取手数料の産出額として積み上げている。
- ・暗黙的手数料については、金融サービス産出として捉えていない。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA において、捕捉可能な各種の手数料収入は、金融業の産出額として捕捉しており、対応済と整理できる。
- ・一方、「暗黙的手数料」については、金融機関の財務諸表等から独立して把握することは困難であり、対応不可能である。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・産業連関表では、金融部門の受取手数料について、「役務取引等収益」など、明示的に捕捉可能な手数料を集計している。

¹⁶ 2008SNA マニュアルにおいては、暗黙的手数料の例として、「手数料は、金融資産を購入する人に、同じ資産を売った人が受け取るよりも高い代金を課す方法で間接的に課することができる。たとえば、外国為替ディーラーは、一般的にそれぞれ異なるレートで売買する。つまり、そのようなレートと中間点の差は、顧客が支払ったサービス料である。」と記述されている（パラ 17.230）。

【C04】非生命保険サービス産出の記録の改善

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・非生命保険のサービス産出額について、巨大災害が発生した場合に極端な動き（マイナス）になることを避ける観点から、調整された保険金の値等を使用。</p> <p>・産出額の実際の計測に当たっては、「期待値アプローチ」、「会計アプローチ」、「費用アプローチ」の3つの方法がある。</p> <p>① 期待値アプローチ： $\text{産出額} = \text{現実既経過保険料} + \text{追加保険料} - \text{調整発生保険金}$ 支払保険金の実現値ではなく「期待値」として¹⁷、保険会社による過去の保険金支払のパターンに基づくモデルから調整発生保険金を推計する。データが利用可能でない場合、集計データを用い、過去の支払保険金を平準化した値を用いる。</p> <p>② 会計アプローチ： $\text{産出額} = \text{現実既経過保険料} + \text{追加保険料} - \text{調整発生保険金}$ 支払保険金の実現値に平準化引当金の変化分（及び必要な場合は自己資金の変化分）を加えたものを「調整発生保険金」とする。</p> <p>③ 費用アプローチ： 上記の①も②も不可能な場合、 $\text{産出額} = \text{費用合計} + \text{正常利益}$ として計測する。</p> <p>・巨大災害発生に伴う例外的に大きな保険金支払については、通常のように経常移転ではなく<u>資本移転</u>として記録する。</p>	<p>・非生命保険のサービスは、 $\text{産出額} = \text{現実既経過保険料} + \text{追加保険料} - \text{支払保険金}$ により計測。</p> <p>※現実既経過保険料は、当期あるいはそれ以前の期間に支払われるべき保険料のうち、当該会計期間に負担するリスクをカバーする部分。2008SNA においても同様。</p> <p>※追加保険料は、保険技術準備金の投資から得られる所得。保険契約者の受取として記録し、追加保険料として、保険企業に全額再び支払われたと擬制。2008SNA においても同様。</p> <p>・産出額の計測に当たって、支払保険金については実現値を用いることにより、巨大災害の発生に伴う、例外的に大きな保険金の支払が発生する場合、非生命保険の産出額が大きなマイナスになる。</p>



<p>⑮ 2008SNA への対応で求められる事項</p> <p>・非生命保険のサービス産出額の計測に当たって、支払保険金の実現額を用いる代わりに、上記に基づき、期待値アプローチや会計アプローチ等により推計された調整発生保険金の概念を用いる。</p> <p>・巨大災害発生に伴う保険金の支払額（危険準備金の取崩額等）は、経常移転ではなく、資本移転（保険会社から保険契約者への移転）として記録する。</p> <p>⑯ 主要計数への影響（概念上）</p> <p>・<u>GDP の増加要因</u>（巨大災害が発生し、保険金支払が例外的に大きくなった場合、非生命保険の産出額がマイナスにならないような調整がなされるため、産出額のうち家計最終消費支出に配分される部分が増加要因となる）</p> <p>・家計貯蓄率の低下要因</p>

¹⁷ 期待値アプローチの産出額の式について、2008SNA マニュアルでは、追加保険料についても期待値を用いることになっているが、現実には追加保険料は保険金と違って安定しているので調整は不要としている。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・2010 年度、2011 年度の現行 JSNA 年次推計においては、2008SNA の考え方を採用し、東日本大震災に伴い多額に発生した地震保険金支払について、その額を非生命保険の支払保険金から控除して、非生命保険の産出額を調整するとともに、同額を保険者（金融機関）から保険契約者（各制度部門）への資本移転として記録している。

3. 検討の方向性

(ア) 次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. の 2010 年度、2011 年度における年次推計において対応済。巨大災害の基準として、一つの四半期で産出額がマイナスとなるケースを巨大災害と整理した上で、これを含む年（年度）における非生命保険のサービス産出額を計測する際、実際の保険金の支払額から当該災害に起因する損害にかかる保険金（地震保険金）の支払額を控除した「調整発生保険金」の概念を用いる（会計アプローチ）。
- ・「調整発生保険金」は支払保険金の実現値に平準化引当金の変化分（及び必要な場合は自己資金の変化分）を加えたものとする。平準化引当金の変化分については、通常時には大きく変動せず、一定と考えられることからゼロとする。巨大災害発生時にはその災害に対して支払われた保険金を平準化引当金の変化分（マイナス）とする。
- ・巨大災害発生に伴う保険金の支払額については、非生命保険の保険者（金融機関）から保険契約者（各制度部門）への資本移転として記録する。

(イ) 推計方法、GDP への影響等試算値

- ・東日本大震災に係る支払保険金は全額（2010 年度の約 1.3 兆円と 2011 年度の約 1.2 兆円の合計約 2.5 兆円）を発生主義に基づき 2011 年 1-3 月期（2010 年度）に資本移転として計上した。非生命保険サービス産出額は 2010 年度約 2.5 兆円（資本移転した金額分）増加しており、家計消費は 2010 年度約 8,800 億円増加している。

(10 億円)			
		2010 年度	2011 年度
受取保険料	A	7,173.1	7,485.7
支払保険金(地震保険含む)(支払備金の純増含む)	B	5,464.1	6,314.7
支払保険金(B)のうち東日本大震災に係る保険金支払額 (2 か年度の合計額を 2010 年度の資本移転に記録)	C	1,253.7 ^{※1}	1,224.8 ^{※2}
1993SNA ベースの産出額	D	484.2 D=A-(B+20 11 年度の C)	2,395.9 D=A-(B-20 11 年度の C)
2008SNA ベースの産出額	E=A-(B-C)	2,962.7	2,395.9
1993SNA から 2008SNA への変更に伴う非生命 保険産出の増加分	F=E-D	2,478.5	0.0
家計消費の増加分(GDP の増加分)		882.7	0.0

※1 基礎統計では、民間の保険会社や共済が支払った東日本大震災に係る保険金（支払備金を含む）は、主に 2010 年度に計上されている（国が行う地震保険に係る保険金分を除く）。

※2 基礎統計では、国が行う地震保険により支払われた東日本大震災に係る保険金は、主に 2011 年度に計上されている。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 17 年産業連関表の対象となる 2005 年（平成 17 年）においては、本勧告に該当するような大災害に伴う非生命保険金の支払は行われておらず、特段の取扱はなされていない。平成 23 年表の対象となる東日本大震災発生年の 2011 年（平成 23 年）においては、異常危険準備金を含む準備金の変化分（マイナス）を東日本大震災に係る支払保険金とみなして支払保険金に加えることとした。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
1993SNA の導入時から、支払保険金の実現額ではなく「期待保険金」を用いて推計している。
- ・アメリカ
1993SNA 導入時には、支払保険金の実現額を用いて推計していたが、2003 年の基準改定時から、「期待保険金」を用いて推計している。
- ・ニュージーランド
通常時の推計方法は 1993SNA に準拠している。2010 年及び 2011 年に発生したカンタベリー地震に関しては、当該地震に係る支払保険金について、通常所得支出勘定ではなく資本調達勘定に記録した。

【C05】再保険を元受保険と同様に取り扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">再保険は元受保険と同様に扱う。元受保険会社と再保険会社間の取引は、連結を行わずに記録する。再保険会社が産出するサービスは、元受保険会社による中間消費として扱う。	<ul style="list-style-type: none">再保険に係る取引は、元受保険の取引と連結して記録され、再保険と元受保険の区分は行わない。

⑰ 2008SNA への対応で求められる事項

- 元受保険に統合して記録されていた再保険の取引を、元受保険の取引と分離して記録する（所得の第2次分配勘定における非生命純保険料、非生命保険金について、元受保険分と再保険分に分けて記録）。
- 再保険会社のサービス産出は、元受保険会社に中間消費されるものとして取り扱う。

⑱ 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、保険産出額の計測にあたり、保険料及び保険金からあらかじめ再保険分の収入保険料及び支払保険金をそれぞれ除いた「正味収入保険料」及び「正味支払保険金」を用いている。

3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方（案）

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- 基礎統計から再保険の産出額を計測するための準備金や支払備金のデータが把握できないため、本勧告に対応することは困難。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- 産業連関表においては、現行 JSNA と同様の取り扱いとしている。

<諸外国における対応状況>

- オーストラリア

2008SNA 勧告に沿い、再保険は元受保険と同様に取り扱われている。

【D01】 経済的所有権の変更の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 所有権の定義の明確化のため、<u>法的所有権</u>と<u>経済的所有権</u>を<u>区別</u>し、<u>資産は、法的所有者ではなく、経済的所有者の貸借対照表に記録する。</u> <p>※財・サービス、自然資源、金融資産・負債のような実体の<u>法的所有者</u>とは、法の下で、その実体に関連する便益を請求する権利を持ち、その正当性を立証できる制度単位（2008SNA マニュアル 3.21）。</p> <p>財・サービス、自然資源、金融資産・負債のような実体の<u>経済的所有者</u>とは、当該実体を使用した経済活動によって生じる便益に対する権利を持ち、同時にそれに関連するリスクを受け入れる制度単位（2008SNA マニュアル 3.26）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 所有権について明示的な定義はない。所有権はしばしば法的所有権を意味するが、場合によって、法的所有権が変更されなくても経済的所有権の変化の概念に依拠する。



⑱ 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 2008SNA マニュアルの指針に基づき、非金融資産（自然資源を含む）、金融資産のストック・フロー額等について、経済的所有者の勘定に記録する。
- ・ 具体的には、他の勧告項目にあるように、リース資産（勧告 E14）、官民パートナーシップにより創出される固定資産（勧告 F08）等で所有者の変更が起こりうる。
- ・ 加工貿易（勧告 G03）、仲介貿易（勧告 G04）に関し、経済的所有者の概念に照らして、対象となる財の記録方法を変更する。
- ・ 自然資源について法的所有者と経済的所有者が異なる場合は、経済的所有者から法的所有者への対価の支払いについて、いくつかの基準に基づき、自然資源リースあるいは自然資源の利用許可の売買として記録する。（勧告 D16）

⑳ 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし（資産の所有者を変更するものであり、基本的には影響はない）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 1993SNA に準拠する現行の JSNA 体系においては、所有権全般に関する統一的な整理がなされていない。推計時に利用している一次統計の調査方針に拠るところが大きいですが、基本的に法的所有者の勘定に記録される。
- ・ 個別項目の詳細のうちリースの区別については E14 の項を参照。その他は、D16、F08、G03、G04 で詳細を議論。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・ 経済的所有権の概念については、新たに JSNA に導入する。

- ・個別項目の対応状況のうちリースの区別については E14 の項を参照。その他については、D16、F08、G03、G04 で議論。

4. その他の留意事項

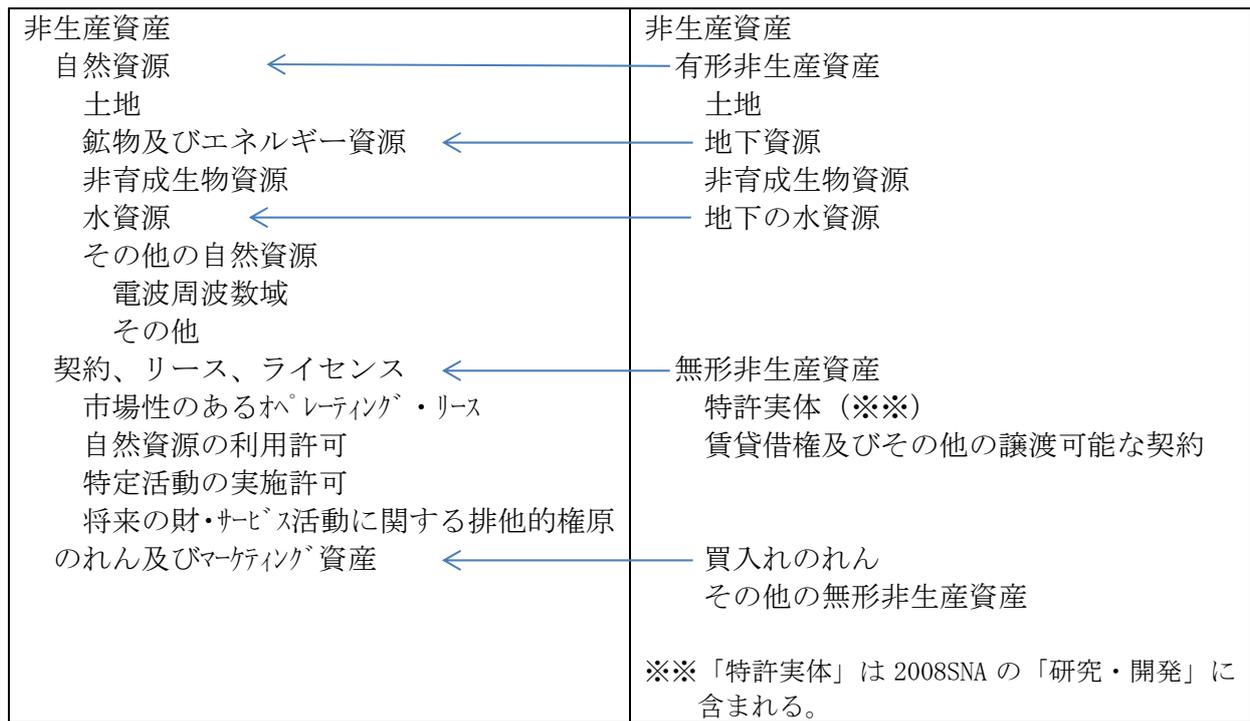
<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
原則として、本勧告に対応している。

【D03】非金融資産の分類の改定

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>生産資産</p> <p>固定資産</p> <p>住宅</p> <p>その他の建物及び構築物</p> <p>非居住用建物</p> <p>その他の構築物</p> <p>土地改良（※）</p> <p>機械・設備</p> <p>輸送機器</p> <p>情報通信（ICT）機器</p> <p>その他の機械・設備</p> <p>兵器システム</p> <p>育成生物資源</p> <p>繰り返し生産物を生み出す動物資源</p> <p>繰り返し生産物を生み出す樹木、作物、植物</p> <p>非生産資産に係る所有権移転費用</p> <p>知的財産生産物</p> <p>研究・開発</p> <p>鉱物探査と評価</p> <p>コンピューター・ソフトウェア及びデータベース</p> <p>コンピューター・ソフトウェア</p> <p>データベース</p> <p>娯楽、文学、芸術作品の原本</p> <p>その他の知的財産生産物</p> <p>在庫品</p> <p>原材料及び消耗品</p> <p>仕掛品</p> <p>育成生物資源の仕掛品</p> <p>その他の仕掛品</p> <p>製品</p> <p>軍事在庫品</p> <p>再販売品</p> <p>貴重品</p> <p>貴金属及び宝石</p> <p>骨董品及びその他の美術品</p> <p>その他の貴重品</p>	<p>生産資産</p> <p>固定資産</p> <p>有形固定資産</p> <p>住宅</p> <p>その他の建物及び構築物</p> <p>非居住用建物</p> <p>その他の構築物</p> <p>機械・設備</p> <p>輸送機器</p> <p>その他の機械・設備</p> <p>育成資産</p> <p>繁殖、搾乳等のための家畜</p> <p>果樹園並びに繰り返し生産物を生じるその他の樹木のプランテーション</p> <p>無形固定資産</p> <p>鉱物探査</p> <p>コンピューター・ソフトウェア</p> <p>娯楽、文学、芸術作品の原本</p> <p>その他の無形固定資産</p> <p>在庫品</p> <p>原材料及び消耗品</p> <p>仕掛品</p> <p>育成資産の仕掛品</p> <p>その他の仕掛品</p> <p>製品</p> <p>再販売品</p> <p>貴重品</p> <p>貴金属及び宝石</p> <p>骨董品及びその他の美術品</p> <p>その他の貴重品</p>
<p>※「土地改良」は、1993SNA の「土地」から切り出し、生産資産に分類</p>	



- 21 2008SNA への対応で求められる事項
- ・生産資産、非生産資産の内訳としての「有形」「無形」を廃止。
 - ・「情報通信（ICT）機器」を、「機械・設備」の新たな内訳項目として独立。
 - ・1993SNAの「無形非生産資産」は、対象の拡大とともに、「契約、リース、ライセンス」と「のれん及びマーケティング資産」に分割。
 - ・その他、「兵器システム」（及び「軍事在庫品」）、「土地改良」、「研究・開発」、「コンピューター・ソフトウェア及びデータベース」については、それぞれD04、D10、D02、D05を参照。1993SNAからの項目名称の変更は上表の通り（D09、D11、D14、D15、D16も参照）。
- 22 主要計数への影響（概念上）
- ・なし（資産分類変更それ自体では影響なし。ただし、研究・開発、兵器システムの資本化など他の勧告項目はGDPに影響するものがある）

2. 現行 JSNA での取り扱い

現行 JSNA における非金融資産の内訳は以下のとおり。

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
生産資産	※貴重品の計上
在庫	仕掛品を「育成資産」と「その他」に分割
製品在庫	
仕掛品在庫	
原材料在庫	
流通在庫	
有形固定資産	育成資産を「繁殖、搾乳等のための家畜」と「果樹園並びに繰り返し生産物を生じるその他の樹木プランテーション」に分割
住宅	
住宅以外の建物	

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
その他の構築物	
輸送用機械	
その他の機械・設備	
育成資産	
無形固定資産	「鉱物探査」と「その他」の計上
うちコンピューター・ソフトウェア	
有形非生産資産の改良（フローのみ）	
有形非生産資産	※地下の水資源の計上
土地	
宅地	
耕地	
その他の土地（林地を含む）	
地下資源	
漁場	漁場以外の非育成生物資源の計上
無形非生産資産（参考系列のみ）	本系列としての計上 「特許実体」の切り出し、「賃貸借権及びその他の譲渡可能な契約」、「買入れのれん」 「その他の無形非生産資産」の計上

- ・1993SNA の分類項目のうち現行 JSNA で推計対象としていないものとしては、「娯楽、文学、芸術作品の原本」、「貴重品」（及びその内訳）、「地下の水資源」がある。「無形非生産資産」については、特許権等のみを含む形で欄外の参考系列として表章している。
- ・1993SNA の分類項目のうち現行 JSNA で推計対象としているが、独立表章していないものとしては、「鉱物探査」、「育成資産」の内訳、「その他の無形固定資産」（現行 JSNA はプラントエンジニアリングを分類している）、「仕掛品」の内訳（「育成資産の仕掛品」「その他の仕掛品」）がある。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

非金融資産について、総論的には、2008SNA で示された分類に沿って対応する。具体的には、以下の点については対応する。

- ・「生産資産」「非生産資産」の内訳としての「有形」「無形」の分類を廃止。
- ・「機械・設備」の内訳として、「情報関連（ICT）機器」を新たに独立表章。
- ・「研究・開発」、「コンピューター・ソフトウェア及びデータベース」については、それぞれ D02、D05 の項を参照。
- ・項目名称の変更については、「知的財産生産物」（D15）、「鉱物探査と評価」（D09）、「非育成生物資源」（D14）のほか、以下に対応。
 - －「有形非生産資産」を「自然資源」に名称変更。
 - －「地下資源」を「鉱物及びエネルギー資源」に名称変更。
 - －「漁場」を「非育成生物資源」に名称変更。
- ・「その他の自然資源」、「契約、リース、ライセンス」については、現状では我が国に該当例がないと整理する（D16 の項を参照）。
- ・なお、非育成自然林について、「非育成生物資源」に含めて推計することを検討。また、現行 JSNA で無形固定資産の総固定資本形成として扱われている「プラントエンジニア

リング」については、概念的に「その他の建物及び構築物」に付帯するサービスであるため、次回基準改定以降は、「その他の構築物」に含める形に改める。

他方、基礎統計の制約等により対応が困難な分類項目は以下のとおり。

- ・「コンピューター・ソフトウェア」と「データベース」の内訳分類の表章、「のれん及びマーケティング資産」、「水資源」については、それぞれ D05、D11、D12 の項を参照。
- ・また、93SNA において対応できていない「娯楽、文学、芸術作品の原本」「貴重品」については、推計に必要な基礎資料の制約により、引き続き対応しない。

また、以下については、対応の可否について今後も検討を継続する。

- ・「土地改良」の独立表章（D10 の項を参照）
- ・「兵器システム」と「軍事（防衛）在庫品」の独立表章
- ・なお、現行 JSNA で参考表章している「無形非生産資産」については、次回基準改定以降は、その主な構成要素である特許権が「研究・開発」に含まれる扱いとすることを検討しており（C01/D02 の項で議論）、表章の廃止を検討する。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

※各国とも独自の分類を使用しており、必ずしも 2008SNA の分類の通りという訳ではない。

- ・オーストラリア

Non-financial

Produced

Fixed assets

Dwellings

Ownership transfer costs

Non-dwelling construction

Machinery and equipment

Weapons systems

Cultivated biological resources

Intellectual property products

Research and development

Mineral and petroleum exploration

Computer software

Artistic originals

Inventories

Private non-farm

Farm

Public authorities

Livestock

Plantation standing timber

Non-produced

Natural resources

Land

Subsoil assets

Native standing timber

Spectrum

Permissions to use natural resources

Spectrum licences

- カナダ

- Tangible assets

- Selected produced assets

- Residential structures

- Non-residential structures

- Machinery and equipment

- Consumer durable goods

- Inventories

- Selected non-produced assets

- Land

- Timber

- Subsoil resource stocks

- Selected energy resources (1)

- Selected mineral resources (2)

1 Includes crude oil, natural gas, crude bitumen and coal.

2 Includes gold, iron, copper, nickel, lead, zinc, molybdenum, uranium, diamonds and potash.

【D05】資産項目「コンピューター・ソフトウェア」はデータベースを含むよう修正

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・非金融資産の「知的財産生産物」の内訳項目として、「<u>コンピューター・ソフトウェア及びデータベース</u>」を表章し、さらに「<u>コンピューター・ソフトウェア</u>」と「<u>データベース</u>」に分割表章する。 ※2008SNA マニュアルにおいては、コンピューター化されたデータベースは、それ自体がソフトウェアであるデータベース管理システムと関係なく開発することができないため、ソフトウェアと同じグループにまとめられる、としている。 ・市場で購入したソフトウェアやデータベースは購入者価格で評価される一方、自社開発されたものは推定された基本価格か、それが不可能であれば生産費用（市場生産者については資本収益を含む）で評価される。 ・データベースについては、<u>耐用年数1年超のデータを有するものは、自社開発、市場購入を問わず、固定資産として扱う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの総固定資本形成には、企業が1年超の期間にわたり生産に使用することが予定している大型データベースの購入や開発を含む。 ・データベースは、ソフトウェアと同様、市場購入の場合、購入者価格で、自社開発の場合、推定された基本価格か、それが不可能な場合、生産費用で評価する。



<p>23 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベースについては、1993SNA で明示されている「大型」のもののみならず、耐用年数が1年超であれば、全て固定資産として扱う。 ・自社開発のデータベースの評価は、（推定された基本価格の使用が不可能な場合）生産費用（市場生産者が開発を行う場合、固定資本の収益を含める）で評価する。（勧告 C06 参照）。 <p>24 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>GDP の増加要因</u>（固定資産の対象に含めるデータベースの範囲拡張により、固定資本形成が増加）
--

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、コモディティー・フロー法上、ソフトウェア関連品目に属する耐用年数が1年超のデータベースについては、無形固定資産の「コンピューター・ソフトウェア」の中に含まれている。
- ・2008SNA マニュアル上の定義を厳密に適用すれば、データ入力業務など、現行コモディティー・フロー法の品目上、「その他の対事業所サービス」に内包され、「ソフトウェア」には含まれていないものについて、2008SNA 上データベースの定義に合致するものはありえるが、その部分については中間消費として計上され、固定資本形成及びストックとしては計上されていない。

8. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA においても、耐用年数が1年を超えるデータベースについては、ソフトウェアの中に含まれているため、対応済である。また、自社開発ソフトウェアについては、勧告 C06 の項にあるとおり、市場生産者が開発者である場合、産出額の評価に開発に用いた固定資産の収益を含めている。
- ・他方、ソフトウェアから、データベースを分離し表章するための基礎統計がないことから、これについては対応しない。
- ・ソフトウェア以外のデータベースに該当するものに関しては、基礎資料の制約から推計が困難であり、かつ、産出額も微小と推測されることから対応しない（ソフトウェア業の産出額が2010暦年で12兆円程度であるのに対して、ソフトウェア以外でデータベースに該当するものの産出額は最大でも1,000億円程度と推測される）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成17年産業連関表においても、現行 JSNA と同様にデータベースについては、独立して推計・計上されてはいないが、ソフトウェアに含まれる耐用年数が1年超のデータベースについては、ソフトウェアと同様、総固定資本形成に含まれている（平成23年産業連関表でも同様の扱いとなる）。
- ・2008SNA で定義されるデータベースと同様の定義でデータベースを把握する基礎統計は存在していない。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
データベースはソフトウェアに含まれているが、分離計上は行っていない。

【D11】 のれん及びマーケティング資産

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ <u>買入れのれん</u>と<u>マーケティング資産</u>は、<u>自然資源、契約・リース・ライセンス</u>と並び、<u>非生産資産の内訳項目の一つ</u>として扱う¹⁸。・ のれん及びマーケティング資産の価値は、企業体の性格を問わず、継続企業に対して、その純資産（資産－負債）を超過して、支払われた金額として計算する。この超過額には、<u>題字（マストヘッド）やロゴ、顧客リスト等のマーケティング資産を含む</u>と考え、これらの資産が企業全体とは別個に独立して売却された場合は、この分を「のれん及びマーケティング資産」として記録する。	<ul style="list-style-type: none">・ 買入れのれんは、無形非生産資産に位置付ける。のれんは、企業の買収後にのみ記録される。・ 企業が非法人である場合、買入れのれんは、購入価格が、個別に認識され評価された資産マイナス負債を超過する分として計算される。法人企業の場合は、買収直前の企業の株価と、一株当たりの買収価格の差に、株式数を乗じたものとして計算される。

25 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 企業買収後にのみ記録される「のれん」だけでなく、ロゴ等のマーケティング資産の価値を含む概念として「のれん及びマーケティング資産」を記録する。
- ・ その価値は、企業体を問わず、同じ計算方法により、買収価額が、対象企業の純資産を超過した分として計測する。また、マーケティング資産のみが売却された場合、その価値を記録する。

26 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、基礎統計の制約から、買入れのれんについては計測せず、無形非生産資産（参考項目）にも含めていない。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方（案）

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- ・ 基礎統計の制約により、「のれん及びマーケティング資産」を計測することが不可能なため、対応を見送る。
- ・ 現在我が国において「のれん」額を対象とする統計調査は存在しない。
- ・ 我が国の会計基準においては、貸借対照表において「のれん」（営業権）が記録されているが、現状では財務諸表の入手が可能な一部企業（主に上場企業）しか把握ができない。
- ・ また国際会計基準やこれに準じた 2008SNA においては「のれん」の償却は認められてい

¹⁸ 非生産資産には定義上固定資本減耗は存在しない。これは、のれんの償却が認められていない国際会計基準の取扱と整合的である。

ないが、我が国の会計基準においては、「のれん」の償却を認められており、財務諸表上の数字をそのまま利用しても 2008SNA の定義に沿った推計はできない。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・法人企業統計年報や企業活動基本調査では無形固定資産残高（減価償却後）が調査されているが、のれん（営業権）のみを分離することができない。また企業活動基本調査では無形固定資産の取得額も調査されているが、のれん（営業権）のみを分離することができない。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
基礎統計の制約から、「のれん及びマーケティング資産」を記録していない。

【D12】ある場合には水資源を資産として扱う

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">水資源（自然資源）は、採取目的で利用される地表水及び地下水資源から構成され、その範囲は、その希少性により、所有権または使用権が行使され、市場価値があり、また経済的な支配が存在するような場合である。地表水の価値を土地の価値から分離することが不可能な場合、全価値をより大きな部分を構成するカテゴリーに割り当てる。水資源は、鉱物資源の評価と同様の方法で評価されるが、より実務的な方法として、利用料に基づく推計などを利用する必要もある。	<ul style="list-style-type: none">有形非生産資産の内訳として、地下の水資源については、関連する土地の価格に含まれない経済価値を持つと認められる範囲内で、貸借対照表に含まれる。その価値については、価格が利用できなければ、期待将来収益の現在価値によって評価する。

27 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA で範囲とされた地下水資源だけでなく、地表水も含めて、希少性がある場合には自然資源の内訳項目として捕捉・計上する。

28 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、水資源については、有形非生産資産には含めていない（地下水資源の価値が把握できる基礎資料が存在しないため計上をしていない。仮に我が国の地下水資源に価値が存在するとしても、それは関連する土地の価値に含まれて推計されていると整理している）。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方（案）

<×：2008SNA 勧告に沿った対応は不可>

- 水資源について、2008SNA マニュアルが資産の対象として示す「経済的に利用・処分が可能な状態にある」部分を把握できる基礎統計が存在しないことに加え、我が国では水資源自体に対し、経済的に意味のある価格を持った取引が行われていない場合が多いという現状に鑑み、本勧告に対応しないこととする。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- オーストラリア
基礎統計の制約から、水資源の捕捉・計上を行っていない。

【D13】 減耗の価格指数

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・ある資産の固定資本減耗は、当該資産の品質不変価格指数に基づく期中平均価格で計測する。	(固定資本減耗の価格評価方法について指針がない)

29 2008SNA への対応で求められる事項

- ・資産別に品質不変価格指数に基づく期中平均価格を用いて、固定資本減耗の計測を行う

30 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増減要因（費用積上げで計測される非市場生産者の産出額には、固定資本減耗が含まれており、固定資本減耗の計測によって、産出額、最終消費支出額が変動する）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、固定資本減耗について、資本財別の固定資本形成デフレーター（期中平均）を用いて評価している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA においては、本勧告に沿って固定資本減耗の評価を行っており対応済である。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

生産者が所有する全ての固定資産の固定資本減耗を名目と実質連鎖値で計算している。実質連鎖は、参照年の平均値で載せている。

【D14】育成生物資源の定義を非育成資源と対称にする

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・育成生物資源とは、その <u>自然成長や再生が、制度単位による直接の制御、責任、管理の下にある、動物資源及び樹木、作物、植物資源のうち、繰り返し生産物を生み出すものを対象とする。</u>	・育成資産は、その資産自体とは別のサービスを生産するために1年以上の期間にわたり、繰り返さないし継続的に使用される家畜や木からなる。



31 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA の生産資産・有形固定資産の内訳項目である「育成資産」について、明確化された定義の下で計測するとともに、生産資産・固定資産の内訳項目の「育成生物資源」に名称変更を行う。

32 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（定義の明確化のみであり、育成資産の対象範囲に変更がないため。）

2. 現行 JSNA での取り扱い

現在の JSNA では、育成資産（育成自然成長）について以下のとおり扱っている。

- ・人間の育成の成果による自然資産の成長分（育成自然成長）のうち、
 - ア 1 回だけ産出物を生産する動植物（育成期間が1年以上のもの）について、その育成期間中は成長増加分を仕掛品に計上
 - イ 複数回産出物を生産する動植物の育成成長については、
 - 1) 自己勘定以外で産出されるものは仕掛品に計上
 - 2) 自己勘定分は固定資本形成に計上

9. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA において、既に 2008SNA の定義に沿った形で育成資産の捕捉・計上を行っている。名称については「育成生物資源」に改める（ストック編付表 1 の資産項目等）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 17 年産業連関表では 1993SNA に準拠した計上を行っている。（平成 23 年産業連関表でも同様の扱いとなる。）

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
基本的に本勧告に対応している（動物資源については、牛と羊のみ記録）。

【D15】 知的財産生産物の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・生産資産の固定資産の内訳として「知的財産生産物」を位置付け、さらに細分類として、「研究・開発」、「鉱物探査と評価」、「コンピューター・ソフトウェア及びデータベース」、「娯楽、文学、芸術作品の原本」、「その他の知的財産生産物」を設ける。	・生産資産の内訳として「無形固定資産」と位置付け、さらに細分類として、「鉱物探査」、「コンピューター・ソフトウェア」、「娯楽・文学・芸術作品の原本」、「その他の無形固定資産」を設ける。



33 2008SNA への対応で求められる事項

- ・1993SNA の「無形固定資産」を「知的財産生産物」に名称変更するとともに、対象範囲に研究・開発を含めるなど拡張する（勧告 D02、D05、D06 等の項を参照）。

34 主要計数への影響（概念上）

- ・なし（本勧告は項目名称の変更、内訳分類の拡大であり、それ自体での GDP 等への影響はない。ただし、R&D の資本化等の他の勧告項目による影響はある）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・生産資産の内訳として「無形固定資産」を位置付け、フロー勘定では、コンピューター・ソフトウェア、鉱物探査、プラント・エンジニアリングのみを含め、ストック勘定ではコンピューター・ソフトウェアのみを計上している（鉱物探査は1年償却、プラント・エンジニアリングは建設物に体化すると位置付け）。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・「無形固定資産」を「知的財産生産物」に名称変更する。また、その対象範囲として、以下を位置付けることを検討する。
 - ① 鉱物探査と評価：詳細は勧告 D09 で議論
 - ・鉱物探査に係る支出は固定資本形成に含めており、既に対応済。
 - ② コンピューター・ソフトウェア及びデータベース：詳細は勧告 D05 の項を参照
 - ・データベースについては、現行 JSNA の推計でも一部がソフトウェアに含まれていることから、項目名を変更。ただし、データベースについて独立して推計が困難であることから、内訳項目としてのソフトウェアとデータベースの独立表章は行わない。
 - ③ 研究・開発：詳細は勧告 D02 で議論
 - ・研究・開発に関する支出については、従来の中間消費としての記録を改め、固定資本形成として記録し、資産計上する。
- ・現行 JSNA で無形固定資本形成として記録していたプラント・エンジニアリングについては、概念的に「その他の建物及び構築物」に付帯するサービスであるため、次回基準改定以降は「その他の建物及び構築物」の固定資本形成に含めて表章することに改め、知的財産生産物には含めない。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
「無形固定資産」に代わり、「知的財産生産物」の名称を用いるとともに、鉱物探査、研究・開発、コンピューター・ソフトウェア、娯楽、文学、芸術作品の原本を対象範囲として含めている。
- ・カナダ
ソフトウェア、研究・開発、石油・ガス・鉱業探査を知的財産生産物の対象範囲として含めている。

(参考)

- ・2012年にOECDが実施した知的財産生産物に関する各国の対応状況のアンケート結果によると、各項目の検討内容（耐用年数等）を回答した国数は以下の通り（23か国が回答、日本も含む）。これらの国々が該当項目について対応済、または対応に向け検討中であると考えられる。
 - 研究・開発：18、
 - 鉱物探査と評価：16
 - コンピューター・ソフトウェア及びデータベース：22
 - 娯楽、文学、芸術作品の原本：17
- また、コンピューター・ソフトウェアとデータベースを分離できない旨の回答が複数国から出ていた。

【D17】 その他の資産量変動勘定の内訳項目の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・その他の資産量変動勘定の表章項目は、以下のとおり。</p> <p>① 資産の経済的出現</p> <p>② 非生産資産の経済的消滅 －自然資源の劣化 －非生産資産のその他の経済的消滅</p> <p>③ 災害等による壊滅的損失</p> <p>④ 補償されない没収</p> <p>⑤ 他に分類されないその他の量的変動</p> <p>⑥ 分類の変更 －部門分類と構成の変更 －資産・負債分類の変更</p>	<p>・その他の資産量変動勘定の表章項目は、以下のとおり。</p> <p>① 生産資産の経済的出現</p> <p>② 非生産資産の経済的出現</p> <p>③ 非育成生物資源の自然成長</p> <p>④ 非生産資産の経済的消滅</p> <p>⑤ 災害等による壊滅的損失</p> <p>⑥ 補償されない没収</p> <p>⑦ 非金融資産の他に分類されないその他の量的変動</p> <p>⑧ 金融資産・負債の他に分類されないその他の量的変動</p> <p>⑨ 分類及び構成の変更</p>

35 2008SNA への対応で求められる事項

- ・「その他の資産量変動勘定」の新たな表章項目に従い、捕捉・計上を行う。

36 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、その他の資産量変動勘定については、生産資産（在庫、有形固定資産、無形固定資産）、有形非生産資産、金融資産、負債ごとに記録している。また、「債権者の不良債権の抹消」については、再掲項目として表章している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA においても、その他の資産量変動勘定においては、可能な範囲で表章を行っているが、基礎統計の制約等から、引き続き、マニュアルに沿った内訳分類を行うことは不可能であるため、現行の表章項目を継続する。ただし、その詳細が把握可能で、かつ重要な場合には参考系列として記載する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・3. のとおり、利用可能な範囲で基礎統計を使用して推計を行っている。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

その他の資産量変動勘定について、2008SNA マニュアルの内訳分割・表章は行っていない。

【E01】 現先取引の扱いの明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 現先取引は、将来の特定の日付に、同一または類似の資産を固定価格で買い戻す約束の下に、証券またはその他資産を特定の価格で販売することに関する取決めである（金スワップを含む）¹⁹。・ 現先取引の対象となる証券から便益を得るのは取引後も当該証券の原所有者であり、証券資産の経済的所有権は移転しない。このため、現先取引は、資金提供者から見て、担保付き貸付として扱う。<u>現先取引の対象となる証券が、貸し手（資金提供者）により転売される可能性を認識し、転売された場合、二重計上を避けるために貸し手に負の資産を記録する。</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 現先取引（金スワップを含む）については、資金提供者から見て、担保付き貸付として扱う。（資金提供者（貸し手）による現先取引の対象証券の転売は、暗に存在しないものと扱われている。）

37 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 資金提供者（貸し手）による現先取引の対象資産の転売の可能性を踏まえ、転売が行われた場合には、二重計上を避けるために、貸し手に担保資産の売却価額と同額の負の資産を計上する。

38 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、基礎統計である資金循環統計（4. 参照）と整合的な形で現先取引を扱っており、担保資産が転売される場合は貸し手に負の資産を計上している。例えば、JSNA（平成 12 年基準）では 1998 年度末のディーラー・ブローカーの国債（資産）残高に、－8.1 兆円が計上されている²⁰。なお、金スワップについては基礎統計が存在しないことから未対応である。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・ 2. のとおり、現行 JSNA でも資金循環統計と同様、現先取引の対象となる証券が転売された場合は資金提供者（証券の借手）に負の資産を計上しており、2008SNA の勧告に沿った対応がなされている。

¹⁹ 金スワップは、金と外国為替の交換。現先取引の概念には、このほか、現金を担保とした債券の貸借取引である現金担保付債券貸借取引も含まれる。

²⁰ 平成 12 年基準ストック編「付表 6 金融資産・負債の残高 3.民間金融機関の内訳 金融資産残高」より。

- ・一方、金スワップの一般の市場での取引の存在は我が国では確認されていない。また、中央政府や中央銀行の金スワップについては、基礎統計の制約によりその有無も含めてデータが把握できないため対応不可能と整理する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計では、金スワップを除き本勧告に対応済み。
- ・国際収支統計、本邦対外資産負債残高については、現行でも、現先取引を担保付貸付と扱っており、貸し手（資金提供者）が証券を転売した場合にマイナスの資産を記録しているため 2008SNA の勧告に対応している。
- ・企業会計においては、平成 11 年の金融商品に関する会計基準により、2008SNA と整合的に処理されている。
- ・財務省の「外貨準備等の状況」は IMF の SDDS（特別データ公表基準）の枠組みの中で公表されている。IMF は、2008SNA 本勧告及び BPM6 と整合的な形でガイドライン²¹を示しており、我が国はこれに準拠した取扱となっている。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
現先取引については、担保付き貸付としてではなく、証券の売買として扱っている（買戻し条件がある一種の金融派生商品取引）。

²¹ “International Reserves and Foreign Currency Liquidity: Guidelines for a Data Template”

【E07】非上場株式の評価の柔軟性

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">非上場株式の評価方法として、複数の方法を提示する。具体的には、①直近の取引価格、②正味資産、③現在価値や株価収益率（PER）、④企業により報告された簿価を統計作成者がマクロレベルで補正する方法（企業の簿価自己資金情報を、国内類似企業の上場株価対簿価比率など適切な指標に基づく比率で調整）、⑤簿価自己資金、⑥（海外の親会社が上場しており、当該企業が未上場の場合など）親会社の時価総額のうち自国分に相当すると考えられる部分を按分する方法、等がある。	<ul style="list-style-type: none">非上場株式の価値は、収益や配当の過去の系列や将来の見通しについて比較可能な上場株式の価格を用いる（必要な場合、市場での交換可能性や流動性が低いことを考慮して下方に調整する）。



39 2008SNA への対応で求められる事項

- 非上場株式の評価方法について、単一の方法しか示していない 1993SNA の勧告に対し、2008SNA においてはより簡便な手法を含む複数の選択肢が提示されており、これらのいずれかの手法を用いて推計を行う。

40 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA においては、民間部門の非上場株式の価値について、類似業種比準方式（国税庁。株価を測定する企業の配当、当期純利益、純資産の財務データと、その企業と類似の業種の株価等の計数を用いて当該企業の株価を算出する方法）に類する手法を用いて推計しており、1993SNA の勧告に沿った対応を行っている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- 2. のとおり、現行 JSNA において、非上場株式の価値について、1993SNA に対応した手法を用いて評価しており、本勧告にも対応済みといえる。2008SNA での勧告は JSNA で採用している類似業種比準方式の簡便な手法となっており、上記勧告概要の③および④の要素を含んでいる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- 資金循環統計においては、民間非金融法人の出資金（負債）の一部に内閣府で推計した非上場株式残高を利用している。

＜諸外国の導入状況＞

- ・オーストラリア
企業の正味資産の情報をを用いる等により非上場株式の価値を推計している。
- ・カナダ
上場株式の情報から、産業別の株式時価・簿価比率を作成。この比率を使用し、非上場株式を時価評価している。

【E12】証券貸借と金貸借に係る支払手数料

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">証券貸借に用いられる証券の所有者や、金貸借に用いられる金の所有者に対する全ての支払手数料は、慣例上、利子支払として記録する。利子は、貸出を行う単位が金融機関と分類される場合は、FISIM の構成要素となる。	(証券貸借や金借入にかかる手数料についての指針はない)



41 2008SNA への対応で求められる事項
<ul style="list-style-type: none">証券貸借や金貸借について、当該証券や金の所有者への支払手数料を利子支払として新たに記録する。これに伴い、貸出主体が金融機関の場合は、FISIM の計測に反映させる。
42 主要計数への影響（概念上）
<ul style="list-style-type: none">なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、証券の貸借について、基礎統計上、証券の貸借に係る「品貸料」は有価証券利息に含まれていることから、これを「利子」として計上している。ただし、基礎統計の制約上、有価証券利息から品貸料を抽出することが困難なことなどから、貸出主体が金融機関の場合でも FISIM の計測対象には含めていない。
- 金貸借については、基礎データの制約があることから利子の受払を計上していない。

3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- 2. のとおり、現行 JSNA では、証券の貸借に係る品貸料を利子としては記録しているため、この点については対応済みと整理できる。ただし、有価証券利息から品貸料を抽出することが困難なことなどから、品貸料に係る FISIM の推計は引き続き行わない。
- 金貸借については、基礎データに制約があることから、引き続き対応は不可能である。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- 資金循環統計においては、証券の貸借における資金の貸出について残高を把握しており、現行の推計に反映されている。

【E14】 経済的所有権に基づくフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィナンシャル・リースは、リース対象である資産の法的所有者としての貸貸人が、賃借人に経済的所有権を引き渡し、そのため賃借人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用する</u>ことによって経済的な利益を享受するもので、同リースの下では、<u>当該資産は経済的所有者である賃借人の貸借対照表に計上</u>される。それに対応する貸付は、貸貸人の金融資産、賃借人の負債として計上される。同リースの下での支払は、サービス支払ではなく、利子の支払及び元本の返済として扱う。 ・ <u>オペレーティング・リースは、リース対象である資産の経済的所有者かつ法的所有者である貸貸人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用する</u>ことによって経済的な利益を受けるもので、同リースの下では、<u>当該資産は経済的所有者である賃借人の貸借対照表に計上</u>される。同リースの下でなされる支払は、レンタル料と呼ばれ、サービスに対する支払として記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィナンシャル・リースを金融手段として認識する。同リースはオペレーティング・リースと区別され、前者は、所有権に付帯する全てのリスクと利益を当該資産の使用者に移転することを意図したリースである。フィナンシャル・リースの下で取得された資産は、賃借人の資産として取り扱う。他方、貸貸人は貸付に相当する同額の金融資産を保有すると記録する。同リースの下でのリースの支払は、利子支払と元本の返済に分割される。 ・ オペレーティング・リースの下での支払は、サービス支払として記録する（リース対象の資産は、貸貸人の資産として扱う）。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別について、1993SNA でもそれぞれ異なる記録方法を提示していたが、2008SNA では「経済的所有権」の基準を導入することにより、これを一般化・明確化。この明確化された指針に従い、両リースを区別し、各勘定の記録を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ GDP の増減要因²²

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースは以下のような扱いとなっている。

- ① 金融勘定においては、資金循環統計に合わせてフィナンシャル・リースを金融取引として認識している。貸手側のリース会社は金融機関として扱い、リース資産の代金に係る割

²² ①非市場生産者がリースの経済的所有者となるか否かによって、固定資本減耗を通じた GDP への影響がありうる、②貸貸人が金融機関の場合、フィナンシャル・リースの下では、賃借人が非市場生産者であれば、FISIM 消費（借手側）を通じた GDP への影響がありうる（なお、オペレーティング・リースとして扱った場合においても、非市場生産者による物品賃貸サービスの消費は GDP に反映される）。

賦債権²³を計上し、借手側には対応する割賦負債を計上している。

- ② 実物勘定においては、リース会社を非金融法人企業（物品賃貸業）とし、フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別せずに扱っている。また、リース料は物品賃貸サービスに対する受払いとして計上している。

なお、フィナンシャル・リース取引に係る利子の受払いは、財産所得に包含される形で推計している。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・金融勘定においては、2. のとおり、基礎統計である資金循環統計と整合的に、既にフィナンシャル・リースを金融取引としてとらえて記録しており、引き続き同様の方針とする。
- ・他方、実物面では、日本標準産業分類において、フィナンシャル・リースがオペレーティング・リースと区別されておらず、産業連関表をはじめとする基礎統計においても同様の扱いとなっているなど、基礎データの制約により本勧告に対応することは引き続き困難である。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・日本標準産業分類においては、オペレーティング・リースとフィナンシャル・リースを区別せずに、物品賃貸業に分類している（レンタル含む）。
- ・平成 17 年産業連関表においては、日本標準産業分類に基づき、オペレーティング・リース、フィナンシャル・リースを区別せずに物品賃貸業に計上している（レンタル含む、平成 23 年産業連関表でも同様の扱いとなる。）。
- ・資金循環統計においては、フィナンシャル・リースを金融取引とみなし、貸手側は「ファイナンス会社」部門の「割賦債権」（資産）に、借手側は関連部門の「割賦負債」（負債）に按分して計上している²⁴。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースを経済的所有権に基づき区別している。

²³ 現行 JSNA の表章項目としては、「金融仲介機関」のうち「ファイナンス会社」が保有する「消費者信用に含まれない割賦債権・債務」に含まれる。

²⁴ 我が国では、平成 20 年度より「リース取引に関する会計基準」が変更され、フィナンシャル・リースは原則として借手企業の財務諸表に金融資産・負債として計上されることとなった。こうした変更は、資金循環統計にも反映されている。

【F01】民間／公的／政府部門の境界の明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> • <u>意思決定ツリー (decision tree) によって各制度単位を相互に排他的な制度部門の一つに配分し、政府やその他の公的単位を識別するための概念的基盤を明確にする。</u> • 以下により制度部門を分類。 <ul style="list-style-type: none"> ① 制度単位は居住者か ⇒海外部門かそれ以外に分類 ② 居住者の制度単位は家計か ⇒家計かそれ以外に分類 ③ 海外、家計以外の制度単位について、市場生産者か非市場生産者か（生産物が経済的に意味のある価格で提供されているか） ④ 非市場生産者について、当該単位が政府によって支配されているか ⇒一般政府か対家計民間非営利団体に分類 ⑤ 市場生産者について、当該単位が金融サービスを生産するか ⇒非金融法人企業か金融機関に分類 ⑥ 非金融法人企業及び金融機関について、政府が支配していれば、公的非金融法人及び公的金融機関 支配は、法人企業の戦略目的に関する主な金融及び業務方針を意味する「一般的企業方針 (general corporate policy)」を決定する能力として定義される。最も重要かつ検討すべき要素は、a) 議決権持分の過半数の所有、b) 取締役会等の支配、c) キーとなるスタッフの支配、主要人物の任免、d) キーとなる委員会の支配、e) 黄金株等の所有、f) 規制と支配、g) 有力な顧客としての支配、h) 貸付を通じた支配。 	<ul style="list-style-type: none"> • 左記と同様の考え方であるが、体系的な意思決定ツリーは示されていない。 • 公的法人企業は、政府によって支配されている法人企業であり、具体的には、a) 50%より多くの議決権株式を保有、あるいは 50%超の株主の議決権を支配、または、b) 特別の法令や規制により政府に法人の経営方針の決定や役員任命の権利が与えられている場合、とされている。



<p>43 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上記のように明確化された判断基準に基づき、制度部門の分類を行うとともに、非金融法人企業や金融機関について公的法人企業か否かを判断する。 <p>44 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> • GDP の増減要因²⁵ • 一般政府の純貸出／純借入の増減要因
--

²⁵ 本勧告の適用により、市場生産者と非市場生産者との間の分類変更があった場合、非市場生産者の固定資本減耗を通じた GDP への影響がありうる。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、平成 17 年基準改定（2011 年 12 月）以降、市場性の有無、政府支配の有無について、2008SNA の勧告にも対応するよう以下のとおりとしている²⁶。
 - ① 市場性：売上高が生産費用の 50%を上回っている場合、市場性を有するとみなす（50%ルール）。ただし、金融機関については、欧州において ESA95 で例外扱いされていること²⁷、政策金融機関についても「経済的に意味のある価格」でサービスを提供しているとの見方ができること²⁸、などから 50%ルールの機械的な適用をせず、市場性の判定の前に金融・非金融の判定を行っている。
 - ② 政府支配：株式を 50%以上保有する等の「所有による支配」、または法令等により役員の任免権を有する等の「その他の根拠による支配」のいずれかに該当する場合、政府による支配が存在するとみなす。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、平成 17 年基準 JSNA においては、本勧告に沿った形で政府関係諸機関の分類を行っている。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 23 年産業連関表において、平成 17 年基準 JSNA と同様の基準を原則として、政府関係諸機関の分類を行う。
- ・資金循環統計においては、平成 17 年基準 JSNA に準拠されている。

<諸外国の対応状況>

- ・カナダ

2008SNA に沿って制度部門の分類を行っている。企業に関して政府が議決権の 50%以上を保有していれば公的企業に分類。この他、政府規制による設立、政府が最大の議決権保有者か、ボードメンバーの任命権、一般的方針の決定権、法的協定による支配、等を総合的に判断。

²⁶ 変更前は、(1)市場性については、①民間事業所に同種の活動がある、②価格・料金が供給する量・質に比例、③自由意志による購入ができる、の 3 項目中 2 項目に該当すれば市場性あり、(2)政府支配の有無については、政府による出資又は株式保有が 50%以上かつ法令等により政府が経営方針の決定権や役員の任命・認可権を持つ（所有以外の根拠による支配）場合に、政府による支配があると判断していた。

²⁷ ある公的生産者の活動の市場性の有無が判断できるのであれば、その生産者は企業部門か一般政府に分類できる。例外は金融仲介機関と認識される生産者の場合であり、一般政府ではなく金融機関として分類されなければならない (I.1 5)。

²⁸ 統計委員会国民経済計算部会 財政・金融専門委員会（2009 年 7 月 31 日）、同部会（同年 9 月 30 日）

【F02】再生機構の扱いの精緻化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・法人企業の再編に携わる公的再生機構について、市場性判断において考慮すべき点を提案する。・①政府のみにサービスを供給する単位、②市場価格以外で金融資産を販売する単位、又は③公的金融支援の下、法的・実質的に政府の代理として低いリスクで活動する単位、は一般政府として分類する。	(再生機構の取扱いについての指針はない)



45 2008SNA への対応で求められる事項

- ・上記の指針に基づき、再生機構を分類する。

46 主要計数への影響（概念上）

- ・一般政府の純貸出／純借入の増減要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現時点で、JSNA において一般政府に分類すべき再生機構は存在しない。
- ・現行 JSNA においては、再生機構に該当するものとして、株式会社企業再生支援機構（2013年3月より株式会社地域経済活性化支援機構に改組）及び株式会社産業革新機構が考えられる。ただし、これらはいずれも金融活動による売上が全売上高の過半を占めることから金融機関に分類し、かつ、政府による支配も存在するため、公的金融機関に分類している²⁹。なお、特定の法人企業の再編に関連した業務を行っている公的機構として、高速道路債務返済機構や鉄道建設・運輸施設整備支援機構（特例業務勘定：旧日本国有鉄道清算事業団）があり、前者は金融活動比率が高いため公的金融機関に分類、後者については公的非金融機関に分類しているが、国鉄清算以外にも各鉄道事業者への助成等を行っており、上記1.の①～③には該当しないと考えられる。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・「F01 民間／公的／政府部門の境界の明確化」に基づいて制度部門分類を行っており、再生機構についても同様である。上記2. のとおり、現時点において、JSNA において一般政府に分類すべき再生機構は存在しないことから、対応済と整理する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成23年産業連関表の作成に当たっては、各種再生機構について、JSNA と同じ格付けを行う予定となっている。
- ・資金循環統計においては、各種再生機構について JSNA と同様に格付けされている。

²⁹ 上記1.①～③に即しても、両機構とも、①政府以外にサービスを供給していること、②市場価格で金融資産を販売していること、③政府の代理ではなく自律的に活動し、業務に必要な資金を基本的に自己責任において借入金及び社債で調達していることから、一般政府とは分類されない。同様に、現在は解散している株式会社産業再生機構（2003年4月設立、2007年6月解散）についても、公的金融機関に分類される。

【F03】 政府発行許可証の取扱いの明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・ 政府が、適格基準によらず、特定の活動に従事しようとする主体に対して厳密に数を制限した形で許可証を発行する場合で、許可証が政府所有の資産を使用するものでなければ、許可証に対する支払は基本的に税（生産に課される税）として扱う³⁰。ただし、ライセンスが法的かつ実際上も第三者に移転できるのであれば、資産の性格を有するものであり、資産項目「契約、リース、ライセンス」（うち「特定活動の実施許可」）に分類される³¹。・ ライセンスが自然資産を使用するものであれば、ライセンスに対する支払は、「契約、リース、ライセンス」（うち「自然資源の利用許可」）としての資産の売買による取得か、自然資源リースの下での賃貸料（財産所得）の支払として扱われる。	（政府発行許可証の取扱いについての指針はない）



47 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 新たに明確化された指針に基づき、数量制限のある政府発行許可証に対する支払を税として記録する。

48 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現時点では、本勧告の対象となるような政府発行許可証の事例がない。（参考）

供給数量を制限しない政府発行許可証として、例えば運転免許証の手数料については政府による非商品販売収入（家計の消費支出）、狩猟税については税として記録するなど、1993SNA 及び 2008SNA マニュアルの記述に沿った計上を行っている。

3. 検討の方向性

- ・ 次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・ 2. のとおり、現時点において、我が国では数量制限を伴う政府発行許可証は存在しないと考えられることから、対応済と整理する。

4. その他の留意事項

特になし

³⁰ 2008SNA マニュアルにおいては、こうした政府許可証の発行による独占的利益の創出を目的とした供給制限の例として、タクシーやカジノの営業許可等を挙げている。

³¹ 適格基準を条件に発行される許可証に対する支払は、税またはサービス支払のいずれかとして扱う。2008SNA マニュアルにおいては、許可証の発行に際し、政府が申請者の能力や資格を審査するものであれば（運転免許証等）、許可証発行への手数料は政府へのサービス支払（政府の非商品販売）として扱う。一方、許可証が自動的にいし申請者の法律上の行為能力に関する最小限のチェックのみで発行される場合は、許可証発行への手数料は税として扱われる。

【F06】 税の発生主義による記録

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・税を発生主義に基づいて記録する（税を支払う責任を生じさせる活動、取引又はその他の事象が発生した時点で記録する）。・税の発生額の決定の際には、徴収可能性のない税を含めないよう留意する。	<ul style="list-style-type: none">・発生主義について左記と概ね同様の記述（ただし、税の発生額の決定の際に徴収可能性のない税を含めないよう留意すべき旨の記述はない。）



49 2008SNA への対応で求められる事項
<ul style="list-style-type: none">・より明確化された指針に基づき、原則として税を発生主義により記録する。・税收の確実性等を考慮
50 主要計数への影響（概念上）
<ul style="list-style-type: none">・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、国と地方の決算資料に基づいて税收を計上している。国と地方の決算は現金主義が基本であるが、翌会計年度に収納される税額（出納整理期間中の税額）についてはそれを前年度分の税收として扱っていることから、結果として年度値は発生主義と大きな差異は生じていないと考えられる³²。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA においては決算資料に基づき推計を行っているため、厳密に発生ベースとはなっていないが、決算資料では出納整理期間を考慮していることから、年度値については発生主義と大差ない値になっていると考えられる³³。
- ・ただし、分配側・生産側四半期速報の検討に際しては、税等の政府部門の受払について発生主義による推計を検討する必要がある。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・決算書等の財政統計は現金主義が基本であるが、出納整理期間は考慮されている。

<諸外国の導入状況>

現金ベースの税收について、ある期の全額ないし一定割合を機械的に前月や前四半期の税收として計上する、経済指標、例えば家計最終消費支出を用いて消費税を発生主義に転換するなどの調整を行っている国がある。

- ・英国

³² ただし、金融勘定においては、基礎統計である資金循環表に基づき、中央政府における出納整理期間中の税收は「未収金・未払金等」に計上されているが、地方政府のそれは計上されていない。

³³ 金融勘定における出納整理期間中の地方税收の扱いについては、地方財政統計の活用等を含め、別途検討を行う。

所得税及び付加価値税について、収納時期と計上時期を機械的にずらすことにより発生ベースに転換（時間調整法）。

- 米国

所得税及び売上税について、英国と類似の方法により発生ベースに転換。

- カナダ

商品サービス税について、GDPの支出額に実効税率を乗じて発生ベースに転換。所得税は現金ベースで計上。

- オーストラリア

商品サービス税について、家計最終消費支出等の動きを用いて発生ベースに転換。所得税は現金ベースで計上。

【F07】 税額控除

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
・ 支払税額控除 (payable credits) は、GFSM2001 及び歳入統計の勧告に反するとしても、 <u>グロスベースで記録</u> することを勧告する。	(税額控除の取扱いについての指針はない)



51 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 支払税額控除は政府の支払いとしてグロスで記録する。

52 主要計数への影響 (概念上)

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 我が国において、現時点では本勧告が想定するような支払税額控除の制度がないため、特段の取扱いをしていない。なお、税収の還付が行われた場合は、中央政府、地方政府ともに還付後の税収を計上している。

3. 検討の方向性

- ・ 次期基準改定における対応の考え方 (案)

<●: 2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

※将来該当する制度が導入された場合は<○>

- ・ 上記 2. のとおり、我が国には現時点で該当事例がないため、対応済みと整理できる。
- ・ 今後、我が国において、給付付税額控除等の税制度が導入された場合、本勧告に沿って支払われた税額控除額を政府の支出に計上できるように検討する。

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

- ・ 米国

税額控除について、下記のとおり、グロスベースでの記録を行っている。政府勘定の支払側では“Refundable tax credits”として、家計の受取側には“Other government social benefits to persons”の内数として、税額控除分がそれぞれ計上されている。

(政府の支払側) Table 3.12. Government Social Benefits

(Billions of dollars)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Government social benefits	1409.2	1494	1596.1	1701.2	1857.9	2116.5	2253.4	2291.4
To persons	1398.6	1482.7	1583.6	1687.9	1842.4	2100.5	2236.9	2274.3
Federal	1014.3	1078	1180.7	1254.2	1385.7	1605.4	1708.6	1735.8
Refundable tax credits*	41.9	49.2	51.6	54.8	57.5	67.9	96.5	99.1

(家計の受取側) Table 2.1. Personal Income and Its Disposition

(Billions of dollars)

	2010				2011				2012	
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II
Personal income	12089.8	12290.6	12397.2	12509.9	12856.5	12938.9	12976.3	13017.4	13227.1	13357.4
Personal current transfer receipts	2256.9	2266.2	2297.9	2316.2	2322.5	2319.9	2314.7	2319.9	2348	2365.2
Government social benefits to persons	2211.5	2218.9	2249.8	2267.3	2276	2274.8	2270.4	2276	2302.7	2319.5
Other	432.8	437.2	441	441.5	438.7	439.8	441.3	443.5	433	433.9

【F09】 保有利得税

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 保有利得に課される税は、課税ベース（実現された保有利得）が 2008SNA の所得の定義に含まれなくとも、所得・富等に課される経常税（うち資本利得に課される税）として記録される。・ 保有利得税について、重要であれば、別個の細分類項目として記録する。	<ul style="list-style-type: none">・ 左記と同様の記述（ただし、重要であれば別カテゴリーで示すべき旨の記述はない。）

53 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 保有利得税について、重要であれば、別個の細分類項目として記録する。

54 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 所得税や住民税に含まれる保有利得に課される税については、所得・富に課される経常税の内数として記録されている。

3. 検討の方向性

- ・ 次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・ 基礎統計である一般会計の決算書等からは、所得税について、保有利得分を把握することが不可能であり、また、これを別個に表章する重要性・需要が増している状況ではないと考えられる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・ 一般会計決算書等においては、所得税以下の単位は抽出不可能である。

<諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア

家計又は法人企業が支払う資本利得税は、資本利得が発生した期間に関係なく、税を支払うべき期間に記録する。資本利得税は、部門別所得勘定における所得税の一部として含まれている。

(⇒別個に表章することはしていない。)

【G01】単位の居住地決定の基準としての「経済的利害の支配的中心」概念の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">・グローバル化により、制度単位が2つないしそれ以上の国との関係を持つようになっていくことを踏まえ、<u>ある実体が、対象となる経済領域の居住者であるのかを決める基準として、「経済的利害の支配的中心」の概念を導入する。</u>具体的には、各々の制度単位の居住地とは、その単位と最も強いつながりを持った経済領域であるとの基準である。	<ul style="list-style-type: none">・制度単位の居住地の決定の基準として、経済的利害の中心という概念を用いるが、複数の国際的居住地を有する個人の居住地の取扱いについての指針はない。



55 2008SNA への対応で求められる事項

- ・複数の国際的居住地を有する制度単位の居住地について、2008SNA で明確化された指針に沿って決定する。

56 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、基礎統計である国際収支統計の扱いと整合的に、複数の国際的居住地を有する制度単位の居住地の決定に際し、「経済的利害の支配的中心」の考え方に依拠している。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、現行 JSNA でも、既に本勧告に沿った対応がなされている。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・産業連関表、国際収支統計及び資金循環統計において、居住性の概念は、国籍や法的な判断基準ではなく取引当事者の経済的な利益の中心を基礎としていること（ある国の経済領域に経済的な利益の中心を持ち、その場所で、相当量の規模で経済活動を行っていること）と捉えられており、いずれも本勧告の趣旨に沿った取扱いをしている。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
本勧告に対応している。

【002】 排出権取引の扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアル ³⁴ の勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内のキャップ・アンド・トレード（排出権取引）制度の下で<u>政府が各経済主体に対して有償で付与した排出権に対する支払は、排出が生じた時点で、発生主義により、税（生産に課されるその他の税）として記録される。</u> ・ <u>この支払の政府による受取のタイミングと、排出のタイミングとの差によって、政府の金融負債（税の前受金）及び排出権所有者の金融資産（税の前払金）が発生する。</u>排出権に係る前払いの税額と排出権の市場価値の差は、所有者にとっての「契約、リース、ライセンス」（非金融非生産資産）として記録。 ・ 非金融非生産資産の創出と消滅はその他の資産量変動として記録する。 	<p>(排出権取引に関する記述はない)</p>



57 2008SNA への対応で求められる事項

- ・ 上記の勧告内容に沿って、国内排出権取引制度に基づく排出権について捕捉・計上を行う。具体的には、
 - (1) 政府が各経済主体に対して排出権を無償で付与する場合
 - ・ 税の受払、これに伴う金融資産、負債は記録されない。
 - ・ 排出権の市場価値を排出権所有主体の非金融非生産資産（契約、リース、ライセンス）として記録（貸借対照表、その他の資産量変動勘定）
 - (2) 政府が各経済主体に対して排出権を有償で付与する場合
 - ・ 有償付与に伴う政府の収入を「生産に課されるその他の税」として記録。課税時点は、温室効果ガスが排出された時点とする。
 - ・ 排出に先立って行われた排出権所有主体の政府への支払は税金の前払いとして扱う。未利用の排出権に相当する金額は、貸借対照表、金融勘定において一般政府の負債（税の前受金）、排出権所有主体の金融資産（税の前払金）として記録
 - ・ 排出権の市場価値と、税の前払金の差は、排出権所有主体の非金融非生産資産（契約、リース、ライセンス）として記録（貸借対照表、その他の資産量変動勘定）

58 主要計数への影響（概念上）

- ・ なし

³⁴ 2008SNA マニュアルにおいては、排出権の扱いについての具体的な指針は示されず、研究課題としての位置付けにとどまっていた。その後、ISWGNA (Inter-Secretariat Working Group on National Accounts) において検討が進められ、2011年2月の国連統計委員会において採択された。1. の記述は、“SNA News and Notes, Number 32/33”に基づくものである。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、我が国において、対象となる企業が一律に参加を義務付けられる義務型の排出権取引制度が導入されていないことから、排出権についての捕捉・計上は行っていない。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・2. のとおり、我が国においては、現時点では、本勧告（国連統計局 SNA News and Notes Number 32/33）で想定されている排出権取引制度は導入されておらず、該当する事例がないことから対応済と整理できる。
- ・一方、将来時点において、我が国に義務型の排出権取引制度が導入された場合には、制度の内容を踏まえ、本勧告に沿った捕捉・計上を行うことを検討する予定。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・国際収支統計においては、海外との排出権取引の計数が「その他資本収支」の内数として既に含まれているものの、単独の表示項目とはなっていない。

<諸外国の導入状況>

- ・EU 諸国

関係国（EU 域内国）が排出権の付与に集合的に責任を負っており、各企業・事業所は保有する排出権を当初の付与国に関わらず比例的に利用すると考え、その上で個別に特定が難しい取引についてはそれぞれが全体に占めるシェアにより記録することとされている。